

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年4月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101378 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200006 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 8 日の標準賞与額を 90 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 8 日

平成 26 年夏季賞与について、支払年月日を同年 7 月 7 日として保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているが、当該賞与は、同年 7 月 8 日に支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、支払年月日を同日とする保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された役員賞与台帳及び同社の担当者の陳述により、請求者は、請求期間に同社から 90 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (90 万円) に基づく厚生年金保険料 (7 万 7,040 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 7 月 8 日の賞与について、支給年月日を同年 7 月 7 日として、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 12 月 22 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 7 月 8 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101344 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200007 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 3 月 30 日から同年 4 月 8 日まで

A 社の派遣社員として、派遣先事業所で勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。退職年月日は平成 25 年 4 月 7 日であり、3 月分の保険料が控除されている給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社の「平成 25 年 3 月給与明細書」(4 月 15 日銀行振込)において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、事業主は、当該保険料は平成 25 年 3 月分の厚生年金保険料である旨回答している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、請求者の離職年月日は平成 25 年 3 月 29 日であり、請求者が保有する「平成 25 年 4 月給与明細書」(5 月 15 日銀行振込)及び平成 25 年分給与所得の源泉徴収票には平成 25 年 3 月 29 日退社の記載がある上、A 社の事業主は、同年 3 月 30 日以降の出勤時刻等が空欄となっている「就業週報・月報」を提出し、請求者の退職年月日は同年 3 月 29 日であると回答している。

また、請求者は、7 日分の給与が支給されている上記「平成 25 年 4 月給与明細書」により、退職日は同年 4 月 7 日であると主張しているものの、A 社の事業主は、給与の締め日、支払日について、派遣社員は派遣先事業所ごとに締め日、支払日が異なるが、請求者についての締め日は毎月 20 日、支払日は翌月 15 日であり、上記給与明細書の 7 日分の賃金は、平成 25 年 3 月 21 日から同年 3 月 29 日までのうち、請求者の休日である土曜日 (23 日) 及び日曜日 (24 日) を除く、同年 3 月 21 日、26 日、27 日、28 日及び 29 日の勤務日 5 日分と同年 3 月 22 日及び 25 日の有給休暇 2 日分である旨回答している。

さらに、請求者の居住する B 市の市役所から提出された国民健康保険の資格取得年月日は平成 25 年 3 月 30 日であり、請求者の国民年金の納付記録は同年 3 月分から同年 6 月分まで申請免除期間となっている。

加えて、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届

の受付年月日は「2013年（平成25年）4月4日」であり、備考欄には、請求者の退職年月日について、平成25年3月29日と記載されているとともに、請求者及び子供2人の健康保険証の返納を示す「証返納済×3」と記載されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。